

● 「広報さいと」 広告掲載仕様書

1 「広報さいと」の概要

- (1) 発行日 毎月1日（ただし、納品は発行月の前月末日の前日。この日が閉庁日や祝日の場合は、その前の平日）
- (2) 規格等 A4判、1部20ページ平均。再生紙（見本と同等の厚さの紙）使用、大豆油インク（ソイインク）使用、中とじ
- (3) 発行部数 毎月11,600部、表紙・裏表紙4色、その他2色（墨＋青）（原則）
- (4) 配布方法 市内の区加入世帯及び関係機関・団体に配布
- (5) 編集 DTP編集（使用機種：Mac）

使用ソフト：レイアウト・文字データ→Quark Xpress 6.1J

イラスト類→Illustrator CS2

写真類→PhotoShop CS2

2 広告掲載期間

平成21年5月号から平成22年4月号までの12回とする。

3 広告の枠数及び規格等

- (1) 広告は、本文「インフォメーション」（縦書き5段組み・4ページ）の最下段に毎月4枠掲載する。
- (2) 広告掲載スペースは、縦45mm、横175mm（罫線幅を含む）とする。
- (3) 広告の印刷色は、黒1色とする。
- (4) 広告には、市の指定する位置に指定する大きさで、罫線で囲み「広告」と表示すること。

4 業務の内容等

- (1) 市が発行する「広報さいと」に掲載する有料広告について、広告主の募集、選定及び広告の提出等に関する業務を行う。
- (2) 広告主の募集、原稿作成等に当っては「西都市広告掲載取扱要綱」を遵守するものとする。
- (3) 「広報さいと」広告掲載申込書（別紙様式）に掲載しようとする広告の原稿等を添付して、原則として、「広報さいと」発行日の5週間前までに西都市総務課に提出し、市の承認を受けるものとする。
- (4) 提出された広告案は、西都市広告掲載審査会で内容等を審査し、掲載の可否を決定する。
- (5) 市は、すべての広告について掲載の可否権を有し、広告代理店等に対し、可否の根拠を明示する。ただし、広告主に対して可否の根拠を明示・説明する義務を負わないものと

する。

(6) 広告掲載の承認・不承認については、広告代理店等が誠意をもって広告主に通知するものとする。

(7) 広告代理店等は、承認された広告案の完全原稿を「広報さいと」発行日の3週間前までに電子媒体（MO等）と紙媒体（1部）で市に提出すること。なお、電子媒体の形式は、イラストレーターEPS、フォトショップEPS、JPEG、TIFF、PDFのいずれかによること。

(8) 完全原稿を市に提出した後の校正は行わないものとし、変更・修正等は一切受け付けない。

(9) 広告の掲載位置は、市が決定する。

(10) 広告掲載の不承認により紛争が発生した場合の一切の責任は、広告代理店等が負うものとする。

(11) 掲載されたすべての広告についての一切の責任は、広告代理店等が負うものとする。

(12) 同一法人等の同一月での複数掲載は、原則として認めないこととする。

(13) 同一法人等が毎月広告を掲載することは認めるものとする。

5 その他

(1) 広告のデザイン版下代は広告代理店等が、製版代は市が負担する。

(2) 広告代理店等の都合により広告が規定の枠数に満たず、そのため市がそのスペースを使用した場合でも契約金額の減額は行わない。

(3) 広告スペースは、原則として分割することはできない。

(4) 広報紙を切り取り、割引券として使えるような広告の掲載は不可とする。

(5) 広告募集にあたり、行政広報の公益的な性格から契約金額を十分考慮し、適正な価格で広告枠を販売しなければならない。

(6) 広告を掲載した広報紙は、インターネットで閲覧できるように、市のホームページにも掲載する。

(7) 上記以外の事項については、別途協議により定める。